「選挙・政治資金よもやま話」

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課副課長
兵庫県選挙管理委員会　　書記次長　郡光生

地震と選挙（東日本大震災）

３月 11 日発生。３月 24 日には岩手県知事選挙の告示が予定されるほか、統一地方選挙も間近に迫っていたため、特例法で選挙期日を延期。阪神淡路大震災の時と同様の対応。阪神淡路の場合は、１月 17 日の災害発生後、４月の統一地方選挙をどうするのかという議論があり、６月 10 日まで延期する特別法を立法。今回は、いつまでというのは６ヶ月以内に別に定めることとされた。被害の全容もわからない中ではやむを得ない対応。選挙を伸ばす場合、知事や議員の任期を伸ばさないといけないので、闇雲には伸ばせない、一方で、通常、投票所になっている学校や開票所になっている体育館が避難所になっている等では投開票ができない。

阪神淡路の場合は、７月に参議院選挙があったこともあり、それに影響させない時期（全国の選挙に影響させられない）に選挙しようということもあり、６月 10 日に落ち着いた。今後、被災地では、物件確保（投票用紙、ポスター掲示場・・・）や遠くの仮設住宅に避難している人の投票等、様々な問題が起きると思うので、関係選管から依頼があれば、できるだけ答えられるように、当時の状況を思い出しながら整理しているところ。

併せて、選挙期日に被災地に応援に行かれる場合は、できるだけ期日前投票等を活用願いたい。予め地元の選管から投票用紙を取り寄せる等して、被災地の選管で投票する方法もあるが、被災地の選管の事務軽減を図る意味で協力いただくよう、県選管としてお願いしているところ。

「スポーツと選挙の不思議な関係」

２年前の平成 21 年の３月 23 日に第２回ＷＢＣの決勝戦が開催され、日本が２連覇。このような大きな大会等は選挙に影響することがある。一番の例が、平成４年７月の参議院選挙。この時は、投票日７月 26 日の早朝がバルセロナオリンピックの開会式生中継となり、兵庫県ですと投票率が 50.8%（当時の国政選挙の最低）、その次の平成７年の参議院選挙が更に下がった（38.3）ことから、投票時間の２時間延長とか期日前投票制度の整備等につながった。極端にいえば、バルセロナオリンピックの開会式が１日遅れていたら、投票時間も１８時で終わっていて、期日前投票制度もなかったかもしれない。大きな社会事象（災害も）は、選挙にも大きく影響する。

最近の選挙制度の動き

最近、あまり選挙制度が大きく動いていない。平成１６年前後ですと、投票時間の２時間延長、期日前投票、郵便投票の代理記載（ALS 患者対策）、イラク PKO 特例、南極投票と毎年のように制度が変わっていたが、少なくとも平成 20 年から 22 年の３年間は大きな変更がない。日本の選挙制度が、十二分に完成・成熟されたという訳ではなく、むしろ、選挙制度は法律で変わるため昨今のねじれ国会で、なかなか公職選挙法等の改正を進められる状況にないことが影響していると思う。インターネットによる選挙運動とか、国会議員の定数問題とか、大きなテーマは残っている。

ただ、今年、動く制度として、衆議院の区割りの変更がある。衆議院選挙は小選挙区で、選挙区間の人口が不均衡になっても定数の増減で調整することができず、選挙区の区域を変更することになる。法律で国勢調査の結果に基づいて実施することとなっており、昨年の国勢調査を受けて、今年３月から国の衆院選挙区画定審議会が作業を始めている。特に平成の大合併の影響で、例えば姫路市の中に 11 区と 12 区の境目があるような状況は今回解消しなければならない。

政治資金制度

大きく変わったのが政治資金制度。大体、色々大きな問題があると変わってくる制度。

最近、起こった問題は「事務所費」問題。もともと、後援会等の政治団体の支出については、事務所費を含む経常経費と政治活動費に大きく分かれ、経常経費については詳細の記述や領収書等の添付が不要とされていた。そこで、詳細を知られたくない支出を事務所費に潜り込ませたのではないか（議員会館に入っているのに、膨大な事務所費がかかったという人がいた）という指摘があった問題。併せて、領収書の添付が必要となる金額が１件５万円未満ですので、それ以下であれば個々の詳細な報告は不要という問題があった。（１件５万円未満のもの　合計 36 万円と報告すればよい。これが１件４万円のものが９件ある：これは合法、なのか、１件 36 万円のものを詳細を書かずに隠そうとしたのか、これがわからない）　そこで、平成 20 年から、政治家の資金管理の中心になる資金管理団体は人件費以外については、１件５万円以上の支出の明細を収支報告書に記載し、領収書等の写しを添付することとされた。

更に、国会議員関係政治団体という制度をつくり、１件５万円超だったところを１件１万円超にして報告範囲を拡大するとともに、１件１万円以下の少額支出の領収書を別途開示請求の対象にしました（人件費以外）。併せて、公認会計士などの監査を受けることを義務づけた。

政治資金収支報告を見てみると

一般的には政治資金の収支報告をみたことがない人も多い。そこで、政治資金収支報告のサンプルで見て頂く。収支報告書は団体によっては数十ページあるので、県選管が要旨を公報に登載（インターネットでも見ることができる）している形で説明。

まず、最初に政治団体の名称があり、次に収支報告書の提出日がある。法律上は 3.31 が期限ですが、期限を過ぎて提出する団体もある。次に収入。政治団体の主な収入は大きく分ければ、寄付、会費、事業収入の３つ。

寄付。個人と団体に分かれる。今、一般の政治団体は企業・団体献金を受け取ることができないので、個人以外は政治団体（あるいは政党）からの寄付金である。個人で年間５万円の寄付は名前が出る。借入金は寄付上限の制約外（後日、返済免除すると免除した額が寄付になる）

組織活動費とは、例えば後援会の総会の経費（会場代、資料代等）、選挙活動費とは、例えば選挙の際に推薦する候補者への陣中見舞い（寄付）、宣伝事業費とは、例えばポスターやパンフレットの制作費の他、自動車を借りて街頭宣伝をした場合はそのレンタカー代等も含まれる。その他の事業費（研修会）、調査研究費は政策研究のための資料購入費（新聞購読料等も入ります）

毎年、定期的に公表した際には報道もされるので、興味のある方は実際にインターネット等で見ていただき

たい。

「電子投票」

現状として、４月の統一地方選挙の市レベルの選挙で電子投票する所はないはず。なぜ、進まないか？一番の理由は国政選挙で使えないから。過去には機械的なトラブルもあったので、絶対的信頼感の欠如（記載どおりに媒体記録されているのか？）がある。画面表示数の限界があって、最も効果があると思われる参議院比例代表のような多数の候補者の選挙に対応が難しい。

国政選挙でも使えるようにして、自宅のＰＣや携帯から投票できるようにすれば、全く違った状況になるとは思うが、相当先である。外国では多言語対応等の理由で進むので、日本とは事情が違う。

「開票作業の迅速化」

早稲田大学の北川先生のグループの研究では、昨年の参議院選挙で全国の市区の選挙区で一番早かったのが姫路市の第三開票区（家島）で、１時間 27 分。姫路の場合は家島ですから投票総数が 2700 程で早くて当たり前。一番効率性が高かったのは堺市の南区で約７万の投票を３時間 44 分で処理した。これは開票開始が９時だとすると、夜中の１時位で終わったことになる。このほか、前回の統一地方選挙では福島県議会議員選挙の相馬市選管の開票が約 18000 票を 22 分、昨年８月の長野県知事選挙で小諸市選管が約 17000 票を 17 分となっている。次元が違う数値になっている。

なぜ、このようなことができたのか。大きく言うと３つある。

一つは作業の工夫。開票現場のレイアウトを代える、開票台の高さを高くして立ち作業をしやすくする、開票台に黒い布を敷いて投票用紙を見やすくする、一つの作業が終わった職員が次の作業に移動していくことでピークの作業に集中的に人員を投入する、スリッパ履きをやめて運動靴を履くといった作業の工夫、これは大いにやるべきこと。

２つ目は機械化。投票用紙の自動読み取り機という投票用紙を自動的に候補者別に仕分けてくれる機械がありまして、これを導入すると早くなる。これは予算次第。

３つ目が、事前の準備に時間を掛ける。職員や立会人を集めて何度もリハーサルをする（４回ぐらいするケースもある）。日曜日の開票時間を３、４時間短縮するために、８時間も 10 時間もリハーサルしていいのかなと思う。更に、開票立会人の審査について事前に投票の有効・無効の判断基準を十分説明して、できれば弁護士等を開票現場に入れて、迅速な判断をしてもらっている。これは、いわば、事前に「基準はこうですから、当日の選管の判断結果は正しいのですよ」説明し、当日は「弁護士さんにも見てもらっていますよ、正しいですよ」と念を押して、立会人に納得させ早く開票しようとしているのではないか。

立会人は、開票現場の全ての票を確認する権限を持っており、後日「無理矢理納得させられた」と言われたらどうするのか？　特に１票、２票で当落を争う選挙になった場合には大丈夫なのか？　心配である。

開票時間の短縮は大事なことだが、北川先生がいうように、正確さと早さの両立を求めるのではなく、まずは正確さを確保し、その中で可能なかぎり早さを追求するのが大事ではないかと考えている。

終わりに「１人１人の日頃の暮らしが社会を変えるかもしれない」→これは時間の関係で次回お楽しみに